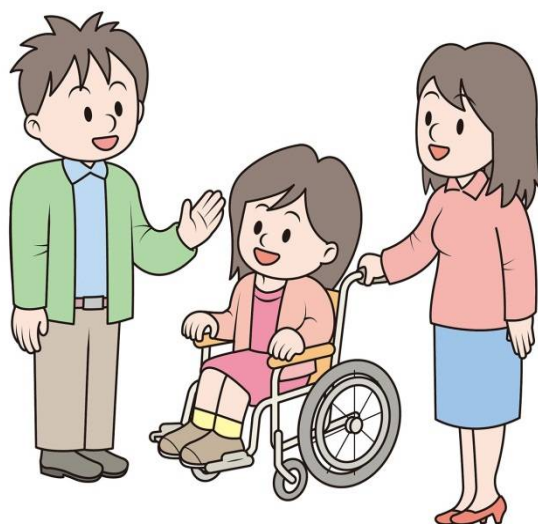


しじょうなわて し ひ なん こうどう よう し えん しゃ
四條畷市避難行動要支援者

し えん ぶ ら ん ぜんたいけいかく
支援プラン（全体計画）

がいようばん
【概要版】



へいせい ねん がつ
平成30年4月

しじょうなわてし
四條畷市

■ 計画の概要

平成23年に発生した東日本大震災では、多くの高齢者や障がい者が犠牲になりました。これを教訓として、平成25年に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難な人（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿の作成が市町村に義務付けられました。

本計画では、この名簿を活用し、災害が発生した時に避難行動要支援者への円滑な避難支援が行われるように「なわて災害時地域支え合い制度」として具体化し、災害対策における「共助」の取組みとして推進します。

■ 本市における避難行動要支援者の範囲

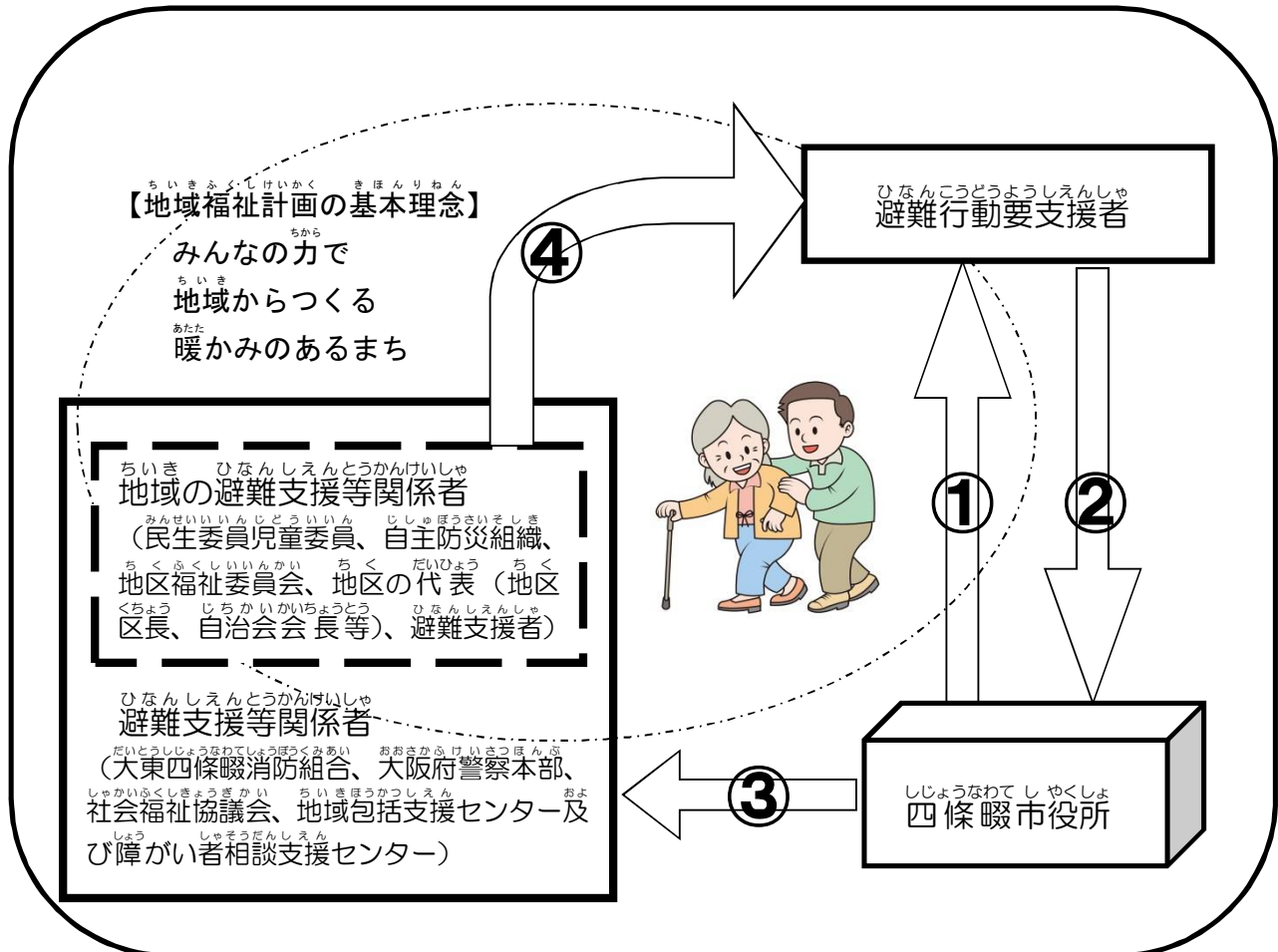
生活の基盤が自宅にある人のうち、以下の要件に該当する人としています。

- ① 要介護認定3～5を受けている人
- ② 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する人
- ③ 療育手帳Aを所持する人
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤ 障害者総合支援法に基づくサービスを受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で市長が支援の必要を認めた人

※⑥は、「避難行動要支援者名簿（登録・変更・削除）申請書」による申請が

必要です。

なわて災害時地域支え合い制度フロー図



- ① 市は、避難行動要支援者にあらかじめ避難支援等関係者へ情報を提供することについて、同意の意思を確認します。
- ② 避難行動要支援者は、市に同意又は不同意の意思を伝えます。
- ③ 市は、同意を得た避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供します。
- ④ 地域の避難支援等関係者は、市から提供された情報を基に可能な範囲で避難支援（※1）を実施します。

※1 避難支援とは

【平常時】

- 1 声かけを行う。
(避難行動要支援者との顔合わせ、訪問、状況把握など)
- 2 防災訓練への参加の働きかけを行う。
(防災訓練の実施に際して、避難行動要支援者への安否確認や避難誘導等を行う)
- 3 災害に関する情報の提供を行う。
- 4 避難行動要支援者の個別計画(計画第3章2参照)を策定する。

【災害時】

- 1 避難行動要支援者に災害情報を伝達する。
- 2 避難行動要支援者の安否確認と必要な支援を行う。
- 3 避難行動要支援者の避難誘導を行う。
- 4 安否確認により避難行動要支援者の救出・救護が必要と判断した場合は、行政機関や近隣住民等に援助を求める。
- 5 避難生活の支援を行う。

例示した避難支援の実行が困難な場合でも、地域の避難支援等関係者が法的義務や責任を負うことは一切ありません。



【お願い】

災害が発生したときには、地域の方の助け合いが被害を最小限に抑える力となります。

地域の中には、災害時に自力で避難することが困難な人がいます。

地域の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

四條畷市役所福祉政策課

電話 072-877-2121 (代表)・0743-71-0330 (代表)

FAX 072-879-5955

<イラスト提供> イラストレーター・グラフィックデザイナー たがたかおさん